

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

(資料2
—参考資料)

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン(新規)

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン(新規)

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

1. サーベイランスに関するガイドライン

平時より感染症の情報収集及び分析を行える体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、サーベイランスの追加・強化を行い、国内での発生をできるだけ早く発見し、対策立案・国民等への情報還元を活用する。

平時のサーベイランス		<ul style="list-style-type: none">○患者発生サーベイランス(通年) 全国約5,000定点医療機関において実施○入院サーベイランス(通年) 全国約500カ所の300床以上の医療機関において実施○学校サーベイランス(9月～4月を目処) 全国の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校 等において実施○ウイルスサーベイランス(通年) 全国の病原体定点医療機関において実施○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 関係省庁等が得た情報を共有・集約化し、分析評価等を実施 <p style="text-align: right;">※上述以外にも、「感染症流行予測調査」等を実施</p>
新型インフルエンザ発生時のサーベイランス	追加するサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○患者全数把握(海外発生期から地域発生早期まで(※)) すべての新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)の発生を把握し、新型インフルエンザの国内の発生状況を把握 <p style="text-align: right;">※地域感染期以降についても都道府県の判断により継続することができる</p>
	強化するサーベイランス	<ul style="list-style-type: none">○学校サーベイランス(海外発生期から国内発生早期まで及び小康期) 報告対象施設を、大学・短大まで拡大○ウイルスサーベイランス(海外発生期から地域発生早期まで及び小康期) 患者発生サーベイランス及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を原則実施 <p style="text-align: right;">※上述以外にも、「積極的疫学調査」等の強化を実施</p>

※新型インフルエンザ発生時は、平時から継続して行うサーベイランスに加え、上述のサーベイランスの追加・強化を行う。

2. 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン

国民一人一人が適切に行動できるよう、発生前から、情報提供に努めるとともに、情報提供の内容、方法、表現等について、あらかじめ検討しておき、発生時には、迅速かつ正確な情報を提供。

（国）

【情報提供体制の整備】

- 政府対策本部と厚生労働省は一元的な情報提供を行うため情報提供チームを置く。チームには基本的対処方針等諮問委員会の委員をメンバーに含め、三者が一体的に活動することも検討。

【発生前】

- 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを国民に提供する。地域への感染拡大の起点となりやすい学校等の児童生徒等に対して丁寧に指導していく。

【発生時】

- 記者発表に際しては、地方公共団体と情報を共有し、タイミングと内容を合わせる。記者発表については頻度を特定して行う。
- 個人情報の公表の範囲はプライバシーの保護と公益性のバランスを考慮。
- 厚生労働省はコールセンター等を設置。政府対策本部と関係省庁はホームページ等により情報提供。

（都道府県）

- 定例記者会見、ホームページによる情報提供、コールセンター等の設置

（市町村）

- 域内の発生状況、対策、交通機関の運行状況等の情報提供、生活相談を含む相談窓口の設置

（国と地方公共団体等との連携）

- 国は発生前から地方公共団体との間で互いの窓口となる担当者を複数名設定する。
- 厚生労働省はメールマガジン等を通じて医療関係者と直接情報を共有する。

3. 水際対策に関するガイドライン

1. 国内でのまん延をできるだけ遅らせ、その間に検査体制、医療体制等の整備のための時間を確保する。
2. 帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実現する。

【対策の概要】

- WHOが新型インフルエンザの宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行った場合、直ちに新型インフルエンザ等対策本部を設置し、ウイルスの特徴、社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し、基本的対処方針を決定。
 - ※ WHOの宣言前等であっても、新型インフルエンザ等の発生が強く疑われる場合には、関係省庁対策会議又は必要に応じ新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、初動対処方針を決定。
 - ※ 対策の決定に当たっては、病原性・感染力等のウイルスの特徴その他の状況を踏まえ、患者等への人権の配慮や、対策の有効性・実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案。(あらかじめ対応パターンを5つ例示)
- 新たな情報が得られた場合や国内外における発生状況の変化等により、対策の縮小・中止などの見直しを行う。

検疫の強化	(検疫集約化)発生国からの便を検疫実施空港・港(5空港・4港)へ
	(停留措置)感染のおそれのある者を一定期間停留
	(健康監視)国内での発症者を早期に発見するため健康監視を実施
来航者への対応	査証措置等による状況に応じた措置
在外邦人への支援	(感染症危険情報)在外邦人等に対し、渡航延期、帰国の検討等について情報提供
	(代替的帰国手段)定期便が運航停止等となる場合、在外邦人の帰国手段を確保(チャーター便、政府専用機、自衛隊機等)

4. まん延防止に関するガイドライン

健康被害を最小限にとどめるとともに、国民生活・経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供と並んで、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するためのまん延防止対策を講じることが重要。

患者対策		○ 地域発生早期には、感染症法に基づく対策(入院措置等)を、地域感染期には、感染症法に基づく措置は実施しないが、患者には感染力が無くなるまで外出しないよう求める。
濃厚接触者対策		○ 地域発生早期には、感染症法に基づく対策(健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等)を実施。
個人対策 並びに 地域対策 及び 職場対策	個人対策	○ 国民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
	地域対策	○ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に従い、都道府県は、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を実施(期間・区域の目安を記載)。
	職場対策	○ 事業所に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。 ○ 職場における健康管理の徹底、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨するなど、職場における感染対策の徹底を要請する。

5. 予防接種に関するガイドライン

新型インフルエンザが発生した際には、国は、地方公共団体、医療機関等の関係機関や、国民の協力を得て、可能な限り速やかに特定接種や住民接種を実施。

- ワクチンの研究開発を促進する。細胞培養法によるワクチンの生産体制を整備する。
- プレパンデミックワクチンの備蓄を行う。発生時においてパンデミックワクチンの確保のため、国立感染症研究所はワクチン製造株を作成し、厚生労働省は、製造販売業者に生産の要請を行う。
- 未発生期より国は、都道府県、市町村、卸売販売業者等と連携し、ワクチンの供給体制を整備する。
- 特措法に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府対策本部長が必要があると認めたと時にガイドラインに定める業務に従事する者に特定接種を実施する。
未発生期に特定接種の登録対象となる事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施する。
- 住民接種について、特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体として、集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施する。

6. 医療体制に関するガイドライン

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携する。

未発生期	<ul style="list-style-type: none">○ 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。○ 都道府県等は、二次医療圏等を単位とし、保健所を中心とし、医師会、医療機関等と対策会議を設置し、医療体制の整備を推進○ 医療機関等における体制整備（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）
海外発生期・地域発生早期	<ul style="list-style-type: none">○ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置○ PCR等による検査体制の整備及び運営○ 感染症指定医療機関等への入院措置の実施
地域感染期	<ul style="list-style-type: none">○ 一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療）○ 医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討）○ 都道府県知事による医療関係者に対する要請・補償等○ 電話再診患者のファクシミリ等による処方
小康期	<ul style="list-style-type: none">○ 対策を段階的に縮小○ 対策の評価及び第二波に対する対策

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

抗インフルエンザウイルス薬を効率的・効果的に使用するため、国、都道府県、医療機関、医薬品卸売販売業者等による適切な備蓄・流通・投与を促す。

【備蓄】

○ 全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療対応に必要な量を目標として国と都道府県で均等に備蓄する

【流通】

発生前

○ 都道府県は発生時における安定供給体制の整備を図る
○ 国は、流通状況を確認し、卸業者、医療機関等に対し適正流通を指導する

発生後

○ 都道府県は、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する
○ 国は、全国の子発生状況等を把握し、都道府県からの補充要請に応じて国の備蓄分を放出する

【投与】

治療方針

○ 治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。

予防投与の対象者

新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた次の者に対しては、海外発生期及び地域発生早期には予防投与の対象とする

- 患者の同居者（地域感染期以降は予防投与の効果等を評価し決定）
- 濃厚接触者
- 医療従事者等・水際対策関係者
- 世界初発の場合の重点的感染拡大防止策が実施される地域の住民（有効性が期待される場合）

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

感染拡大防止と国民生活・国民経済に与える影響が最小となるようにする観点から、欠勤率がピーク時(約2週間)に最大40%になることも想定しつつ、職場での感染対策を徹底するとともに、重要業務への重点化をするため、各事業者において事業継続計画^(※)を策定することが必要。

【事業継続計画の策定】

- 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- 従業員に対する感染対策の検討、実施
 - ・症状のある従業員の出勤停止、発症者の入室防止の方法の検討・実施
 - ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、職場の清掃などの基本的な感染対策の推奨
- 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施
 - ・在宅勤務、時差出勤、出張・会議の中止
 - ・職場の出入口や訪問者の立入場所における発熱チェック・入場制限
 - ・重要業務への重点化
 - ・人員計画立案、サプライチェーンの洗い出し等
 - ・欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保
- 従業員に対する教育・訓練
 - ・職場に「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを浸透させる

※指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する責務がある。特定接種の対象である登録事業者は、事業継続計画を登録時に提出する必要がある。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命・健康の保護、国民生活・経済に及ぼす影響を最小にするため、個人、家庭や地域での感染対策等への理解・協力、そのうえで適切な行動をとっていただくことが不可欠。

個人・家庭における取組

(発生前)

- 正しい知識、国民一人一人に求められる行動等の情報収集
- 学校休業、事業者の業務縮小や施設の使用制限等が行われる場合への準備
- 2週間分程度の食料品・生活必需品等の備蓄 等

(発生時)

- 発生情報等の情報収集
- 感染防止(マスク着用、人込みを避ける、緊急事態の場合の不要不急の外出の自粛等)
- 本人、家族等が発症した場合の対応(適切な受診、自宅療養等)
- 医療の確保への協力(不要不急の受診の自粛等) 等

地域における取組

- 情報収集、地域住民への情報提供
- 要援護者を把握し、食料品・生活必需品等の提供など、生活支援
- 相談窓口の設置

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

死亡者が多数にのぼったとしても、公衆衛生上の問題が生ずることのないよう、埋火葬を円滑に実施できる体制を整備。

未発生段階

- 都道府県は、火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市町村、近隣都道府県等と情報共有
- 都道府県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスクや火葬場での消耗品等を確保できるよう準備

まん延段階

- 都道府県は、市町村及び近隣都道府県と連携し、埋葬及び火葬について情報収集するとともに、広域的な火葬体制を確保。
- 都道府県は、市町村に対し、火葬場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請
- 都道府県は、遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスク、遺体搬送のための非透過性納体袋を確保
- 市町村は、火葬場の火葬能力を超えた場合、臨時遺体安置所において遺体を適切に保存
- 都道府県は、火葬場の火葬能力が追いつかず、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある場合に、一時的な埋葬を考慮
- 墓地埋葬法における埋火葬の手続の特例が定められた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を実施

新型コロナウイルス等対策における

国・都道府県・市町村の役割分担について

新型コロナウイルス等対策については、新型コロナウイルス等対策政府行動計画及び新型コロナウイルス等対策ガイドラインにおいて具体的な内容や関係機関の役割等を示したところである。

幅広い政策分野においてきめ細かな対応が求められる新型コロナウイルス対策を推進するためには、国・都道府県・市町村が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

このため、行動計画やガイドラインに示す新型コロナウイルス等対策における各機関の役割分担が理解しやすいよう、下記の対策に関して別添のとおり整理する。

対策(大項目)	対策(小項目)	参照ガイドライン
予防・まん延防止	サーベイランス(表1)	サーベイランス
	水際対策(表2)	水際対策
	まん延防止(表3)	まん延防止、事業者・職場、個人、家庭及び地域
医療	予防接種(表4)	予防接種
	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与(表5)	抗インフルエンザウイルス薬
	帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関(表6)	医療体制
	生活支援(表7)	個人、家庭及び地域 埋火葬の円滑な実施
国民生活及び国民経済の安定の確保		

表1 サーベイランス

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期		小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から継続して行うサーベイランス体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生サーベイランス ・ウイルスサーベイランス ・入院サーベイランス ・学校サーベイランス等 ・感染症流行予測調査 ・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出基準(症例定義)の通知 ● 患者全数把握の実施を通知 ● 学校サーベイランスの強化を通知 ● ウイルスサーベイランスの強化を通知 ● 国民の免疫保有状況の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床情報の分析 ● 迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証 ● 死亡・重症患者の状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス等の強化の中止を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握を中止を通知 ● ウイルスサーベイランスの強化の中止を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再流行の早期探知のため、学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスの強化を通知
	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査に関する都道府県等の職員を対象とした研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生地における積極的疫学調査の支援(必要に応じて国立感染症研究所職員の派遣) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査の支援の中止 		
都道府県等 ¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から継続して行うサーベイランスの実施 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて) ● 報告機関に対する報告内容・方法等に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握の実施 ● 学校サーベイランスを強化し実施 ● ウイルスサーベイランスを強化し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・重症患者の状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス等を平時の体制に戻し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握を中止。(ただし、地域感染期以降についても都道府県等の判断により継続可能) ● ウイルスサーベイランスを平時の体制に戻し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスを強化し実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査に係る資料等を参考に、職員の研修の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者(確定例)」、及び「濃厚接触者」の調査の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査の中止 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び都道府県等の要請に応じ、適宜協力 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて) 					

● 従来の計画を評価、第二波に備える

1): 保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。
 2): 国は各段階で得た情報の収集・分析等した上で、対策立案・情報還元を活用する。
 3): 都道府県等は各段階で得た情報を国に報告するとともに、分析等した上で、情報還元する。

表2 水際対策(検疫、来航者への対応、在外邦人への支援等)

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	検疫	<ul style="list-style-type: none"> ● 検疫体制強化の準備(個人防護具や器材の備蓄等) ● 停留施設の確保 ● 検疫所での訓練等の実施 ● 健康監視体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 検疫の強化 ● 必要に応じ、検疫空港・港の集約化、隔離、停留等の実施 ● 航空・船舶会社に運行自粛等を要請 ● 健康監視対象者情報の都道府県への送付 ● 都道府県からの報告の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内の感染拡大状況等を踏まえ、検疫体制を縮小・終了 		<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の計画を評価
	来航者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人に対する査証措置(審査の厳格化、発給の停止) ● 密入国者の取締強化 ● 第三国経由の入国者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 来航者への対応の継続 		
	在外邦人への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ● 在外邦人支援の準備と情報提供 ● 諸外国や国際機関等との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在外邦人支援と帰国希望者支援 ● 感染症危険情報の提供 ● 渡航自粛の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在外邦人支援と帰国希望者支援の継続 ● 情報提供の継続 ● 不要不急の出国自粛の勧告 		
都道府県	検疫等	<ul style="list-style-type: none"> ● 検疫所の実施する訓練等への参加 ● 入国者における健康監視体制の整備¹⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の要請に応じ、適宜協力 ● 健康監視の実施及び国への結果報告¹⁾ 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 〔 終了時期は、国が判断 〕 </div>		<ul style="list-style-type: none"> ● 国の要請に応じ、協力
市町村	検疫等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力 				

1):「健康監視」については、保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

表3 まん延防止

	未発定期	海外発定期		国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 ●衛生資器材等の供給体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備 ●感染症危険情報の発出等 ●在外邦人支援 	緊急事態ではない	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に資する目安を示す ●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請 		
			緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ●重点的感染拡大防止策の実施の検討、結論を得る。 		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知※ 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備※ 	緊急事態ではない	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症法に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う※（地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない。） ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請 ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請※ 		
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●不要不急の外出自粛の要請等 ●施設の使用制限等の要請等 <p>（地域感染期には、患者数の増加に伴い、地域における医療提供体制への負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことにより重症者・死者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況下において実施）</p>		
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力 					

●従来の計画を評価、第二波に備える

※:保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

表4 予防接種

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンの研究開発を促進 ●プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄（一部は製剤化） ●円滑に流通できる体制を整備 ●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受け、登録を実施 ●厚生労働省(国立感染症研究所)はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請 ●必要に応じ、特定接種の実施を決定 ●基本的対処方針にて総枠、対象、順位など具体的運用の決定 ●国家公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価、第二波に備える
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に流通できる体制を整備 ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請 ●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定 ●新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する 	
都道府県	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に流通できる体制を整備 ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の方針に従い再整備
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	
市町村	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の方針に従い再整備
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●実施主体として速やかに接種できる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等)の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団的接種を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種の継続 	

表5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、適正な流通の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握 ●抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導 ●必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を指導 ●都道府県と連携し、医療機関等に対し、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者(患者の同居者、濃厚接触者、医療従事者・水際対策関係者等)に必要なに応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請 		<ul style="list-style-type: none"> ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握 ●都道府県からの補充要請に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、卸業者を通じて放出 ●予防投与の効果等を評価した上で患者の同居者に対する予防投与を継続するか決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価、第二波に備える
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置し <ul style="list-style-type: none"> ・在庫状況等を把握する体制整備 ・備蓄の放出方法について取り決める 	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等で協議された内容を確認するとともに、未発生期に整備した体制を用いて、在庫状況等の把握を開始 ●卸業者に対し、製造販売業者が流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保し、感染症指定医療機関等に発注に対応するよう指導 ●備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に国に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ●各医療機関等での使用状況及び在庫状況に関する情報を収集 ●必要に応じて卸業者に対し各医療機関等の発注に対応するよう指導 ●市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に供給 ●備蓄量が一定量以下になった時点で国に補充を要請 ●備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告 		
市区町村		<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県からの要請に応じ適宜協力 			

表6 帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップ ●医療機関へ个人防护具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関の診療継続計画の作成要請、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正し、関係機関に周知 ●新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●国立感染症研究所において検査体制の確立。地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県等に対し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価、第二波に備える
都道府県 ¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> ●二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置しごとの地域の実情に応じた医療体制の整備 ●医療機関へ个人防护具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関へ診療継続計画の作成要請、支援 ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置準備。感染症医療機関等での入院患者の受入準備 ●地域感染期における医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置 ●帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの継続 ●新型インフルエンザ患者に対し、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等で入院措置 ●患者等が増加してきた段階では、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●地方衛生研究所においてPCR等の確定検査 ●医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知 ●医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時的医療施設の設置等において医療を提供 ●通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合、医療関係者に対する要請等を検討 ●電話再診患者等への抗インフルエンザウイルス薬等の処方方法の周知 ●検査のキャパシティからPCR検査等の実施の優先順位を判断 ●引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県からの要請に応じ適宜協力 			<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援 ●都道府県からの要請に応じ適宜協力 	

1): 保健所を設置する市及び特別区は、都道府県との協議の上、都道府県と同様の役割を担うことは可能

表7 生活対策(生活支援、埋火葬)

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	生活支援	●コールセンターの設置				
	埋火葬	●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援				
都道府県	生活支援	●市区町村に対し、必要な支援			●必要に応じて、都道府県の防災備蓄資材を市町村に配送	
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築	●相談窓口の設置	●資器材等の備蓄	●情報の把握、資材等の確保	●火葬場経営者への可能な限りの火葬炉の稼働要請、広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な埋葬を考慮
市町村	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討	●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施			
		●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討	●その他、必要と思われる住民支援			
	●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握	●要援護者への支援				
	埋火葬	●死亡者増加をふまえ、円滑な埋火葬のための体制整備(遺体保管場所等確保)		●死亡者の増加にともない、円滑な埋火葬体制の準備開始		●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充 ●墓地埋葬法の手続の特例に基づく埋火葬に係る手続

●従来の計画を評価、第二波に備える